

広島県告示第七百九十二号

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第四条関係）			
整理番号 （略）	業種 その 他の 区分 （略）	窒素含有量 （単位一リ ットルにつき ミリグラム） （略）	備考
九二〇	下水道業	(1) 既設 (2) 新増設	（略） （一）瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の充実を目的とした調査研究として、十月から翌年三月までの間に季節別管理運転において下水を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。
（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略） （二）（一）
（略）	（略）	（略）	
別表第一（第四条関係）			
整理番号 （略）	業種 その 他の 区分 （略）	窒素含有量 （単位一リ ットルにつき ミリグラム） （略）	備考
九二〇	下水道業	(1) 既設 (2) 新増設	（略） （二）（一）
（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略） （略）
（略）	（略）	（略）	

附 則

この告示は、令和四年十月二十四日から施行する。